

# 第127回市長会総会提出議題

## II 副市長・総務担当部長会議提出議題

### ○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

#### 【改善を求めるもの】

- 1 地域公共交通維持に対する国と県の支援制度の確保・充実について  
(長野市・須坂市・伊那市・中野市)
- 2 地方鉄道の支援について  
(松本市)
- 3 長野県市町村合併特例交付金の充実について  
(上田市・千曲市・佐久市・小諸市・東御市)
- 4 宝くじ事業の振興と効果的な資金運用等について  
(須坂市)
- 5 妊婦健診国庫補助の継続実施について  
(松本市)
- 6 県の感染症対策について  
(須坂市)
- 7 社会福祉施設整備事業（児童厚生施設）補助金の予算確保について  
(松本市)
- 8 上水道施設（ライフライン機能強化等事業）に対する国庫補助の採択要件の緩和について  
(松本市)
- 9 市町村合併に伴う管轄区域の再編について  
(安曇野市)

#### 【拡充を求めるもの】

- 10 土砂災害にかかるハザードマップ作成に係る財政支援制度の拡充について  
(松本市)
- 11 合併特例債の発行期間の延長について  
(上田市・千曲市・佐久市・小諸市・東御市・安曇野市)
- 12 定住自立圏構想における中心市要件の弾力的運用について  
(須坂市)
- 13 公的資金補償金免除繰上償還の実施条件の緩和について  
(岡谷市・須坂市)
- 14 小中学校耐震化事業等における仮設校舎のリース契約に対する地方債の発行について  
(長野市)
- 15 公立保育所の施設整備等への支援について  
(須坂市)

- 16 松くい虫防除に対する補助制度の拡充と抜本的な対策について  
(松本市・安曇野市)
- 17 鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)の採択要件の緩和及び県補助金の復活について  
(須坂市)
- 18 団体営事業に対する採択要件の緩和と国庫補助事業の復活について  
(須坂市)
- 19 不登校対策及び特別支援教育の充実について  
(上田市・須坂市・千曲市・佐久市・小諸市・東御市)
- 20 文化財保護事業に伴う県費補助金の拡充、増額について  
(千曲市)
- 21 国民健康保険事業に係わる、国の財政支援の拡充について  
(飯田市)

○ **新たな施策の要望又は提案を求めるもの**

**【施策の要望】**

- 22 災害用備蓄用品に対する財政措置について  
(須坂市)
- 23 がん検診の受診率向上について  
(須坂市・千曲市)

**【施策の提案】**

- 24 ペット霊園とペット火葬施設に関する法令等の整備について  
(須坂市)
- 25 公共用地取得の際における未相続土地等の早期取得等について  
(長野市)

## II 副市長・総務担当部長会議提出議題

### ○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

#### 【改善を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案      (H20, 8, 28 第123回総会：松本市提案)										
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(改善)	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教								
	<input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの		<input type="checkbox"/> 社会環境								
要望先	<input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの		<input type="checkbox"/> 経済								
	<input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 建設								
	<table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 国</td> <td>担当省庁</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 県</td> <td>担当部局</td> <td>企画局 交通政策課</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他</td> <td>名 称</td> <td></td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	企画局 交通政策課	<input type="checkbox"/> その他	名 称		
<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省									
<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	企画局 交通政策課									
<input type="checkbox"/> その他	名 称										
件名	1 地域公共交通維持に対する国と県の支援制度の確保・充実について										
提案市	長野市・須坂市・伊那市・中野市										
提案要旨	<p>「地域公共交通活性化・再生総合事業」は、地方自治体を始め多くの関係者が期待を持って取り組んだ事業であるが、今般、国の補助金が大幅に削減されたことから、事業実施に支障を生じている。</p> <p>既に認定された「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」については、事業実施に支障が生じることをしないよう所要の財源措置を講じるとともに、地域公共交通の維持・確保に向けた地方自治体の取り組みに対する国及び県の恒久的な支援を要望する。</p>										
提案理由	<p>「地域公共交通活性化・再生総合事業」の平成22年度国庫補助金は、事業主体の計画額を大幅に下回る配賦となり、計画の大幅な見直しや実施が困難な事業が発生する状況となっている。</p> <p>更に当該事業については、国の事業仕分けにおいて「各自治体の判断に任せる」とされ、国土交通省の行政事業レビューでは「いったん廃止し新たな支援策を検討」との結論となった。</p> <p>「地域公共交通活性化・再生総合事業」は、地域の創意工夫によって持続可能な公共交通を実現するため、地域の関係者・関係機関の合意と連携の下に事業を行うものであり、このプロセスを経て正式に国の認定を受けた計画については、計画期間内はスキームどおりの支援を行うことを要望するもの。</p> <p>また、当該事業終了後も、引き続き地方自治体には公共交通の維持・活性化が求められており、そのための恒久的な財源の確保が課題となっているため、国及び県の支援を要望するもの。</p>										

<b>現況及び課題等</b>	<p>高齢者や学生等、交通弱者にとって地域公共交通は生活を支える基盤であるが、車社会の定着等、社会情勢の変化により、従前の仕組みでは維持・確保が困難な状況となっている。このような中、地方自治体は公共交通の維持・確保に懸命に努めているが、財政的に大きな負担となっている。</p> <p>地域公共交通システムの維持・確保という地方自治体に課せられた責務を果たし、住民の移動手段を継続して提供していくための恒久的な財源の確保が求められている。</p>
<b>関係法令</b>	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成19年5月25日法律第59号)</p>

【改善を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案    (H20, 8, 28 第123回総会 松本市提案)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(改善) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (                    )	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	企画局 交通政策課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	2 地方鉄道の支援について		
提案市	松本市		
提案要旨	<p>国は、地方鉄道の維持、改善に向けた支援策として、平成22年3月に従来の「鉄道軌道輸送高度化事業費補助」を「鉄道軌道輸送対策事業費補助」に改正し、鉄道設備など機能を向上させる事業としていた採択要件を一部見直し、機能更新の場合でも補助対象とするなど、制度の拡充を行っている。</p> <p>しかし、この制度には、計画期間に対応し補助対象経費額が鉄道事業者の全事業決算における経常損益の平均額を超えることを求める要件があり、協調補助を行う県要綱においても、国に準じて同様の要件を課している。</p> <p>このことは、交通事業者が鉄道事業の損失をその他の事業収益で補填し経常収益を確保した場合にも適用されるため、公共性の高い地方鉄道事業を継続しようとする企業の努力を阻害すること、分社化等により経営体質の弱い鉄道事業者が公共交通を担うことへの懸念もあり、当該要件について、鉄道事業者ごとの事情に配慮した柔軟な運用を要望する。</p>		
提案理由	<p>地方における民間鉄道事業は、公共交通離れにより経営環境が厳しさを増す状況においても、設備投資に必要な多額の資金を計画的に確保する必要がある、事業継続に向けて早急な措置を講じることが急務となっている。</p> <p>平成19年12月アルピコグループが事業再生を目指して以来、上高地線を運行する松本電鉄(株)は、経営の効率化等により収支改善を図っており、老朽化する橋梁や保安施設などの改修等について、国、県、市の助成事業を活用しながら、事業者負担の軽減を図り、計画的に進めていくかが課題となっている。</p> <p>そこで、鉄道事業以外の収益を含めた全事業の経常損益平均額を補助対象経費の下限とする要件を柔軟に運用することで、鉄道事業者の計画的な設備・整備の実現が図れるよう要望する。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>1 鉄道軌道輸送対策費補助の補助率は、国庫1/3以内且つ地方公共団体の補助する額以内、県は1/6以内若しくは市町村の協調補助額のいずれか少ない額としているため事業者負担は概ね1/3となる。</p> <p>2 松本電鉄(株)の平成20年の鉄道事業の営業収入は約3.5億円で収益が約500万円程度であるのに対し、全事業経常収益は約6億円となっており、当該事業の採択要件を満たすためには、多額の事業費を計画する必要がある。</p> <p>3 第122回県市長会（平成20年4月21日開催）に、この補助制度に関連して、国庫補助金額の下限1,000万円の引き下げを要望している。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>従前の制度 …… 鉄道軌道輸送高度化事業費補助金交付要綱 （平成21年3月27日改正 国鉄財第352号）</p> <p>現行の制度 …… 鉄道軌道輸送対策事業費補助金交付要綱 （平成22年3月30日改正 国鉄財第437号）</p>

【改善を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H20, 4, 16 第122回総会 佐久市提案)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(改善) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	総務部 市町村課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>3 長野県市町村合併特例交付金の充実について</b>		
提案市	上田市・千曲市・佐久市・小諸市・東御市		
提案要旨	市町村の財源も減少傾向にある中、合併に伴って生じた行政サービスの均衡化が迅速に図られるよう、長野県合併特例交付金の限度額上限まで交付するよう充実を求める。		
提案理由	<p>合併自治体に交付される長野県の市町村合併特例交付金は要綱に示された限度額に比べ、例年交付される交付額が少なく期限内に限度額上限に満たないことが予見される。</p> <p>県の財政的な状況も十分に理解できるものの、交付金の趣旨を十分に果たすために、合併特例交付金を限度額まで交付されるよう要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>長野県の市町村合併特例交付金は、10年にわたって合併に伴い懸念される事項の解消に資する事業に対し交付される交付金であり、交付限度額は合併市町村の数に応じて要綱に定められている。</p> <p>しかし、現状では、県下の合併各市に共通して、要望額に対してかなり低い交付率で推移しており、このままの交付状況では期限内に限度額までの交付は困難であることが懸念される。</p> <p>合併による行政サービスの均衡化について、各市ともに主体的に取り組んでいるが、地域経済の悪化に伴う税収の減少もあり、財政負担は大きくなっている。各自治体ともに同交付金は合併後のまちづくりのための主要な財源として位置付けていることから、限度額上限までの交付を要望する。</p>		
関係法令	長野県市町村合併特例交付金交付要綱		

【改善を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      (第 回 )		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(改善) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	総務部 市町村課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>4 宝くじ事業の振興と効果的な資金運用等について</b>		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>地方財政の一層の拡充のため、市町村振興宝くじなど宝くじ事業のさらなる振興と、より効果的な資金運用と配分を要望する。</p>		
提案理由	<p>宝くじが、その収益金等により地方財政資金の調達を始め、市町村の健全な発展、コミュニティ活動の促進等にこれまで果たしてきた役割は多大である。</p> <p>今般、内閣府行政刷新会議では、政府系の公益法人が行う事業の横断的見直しを行うこととし、同会議のワーキンググループでは、(財)日本宝くじ協会、(財)自治総合センター、(財)全国市町村振興協会については廃止とし、諸問題が解決されるまでは、宝くじの許可権限者である総務大臣は宝くじの販売を認めるべきではないこととするとした。さらに、(財)地域活性化センター、(財)地域総合整備財団についても、当該法人の所管官庁である総務省において、必要な指導を行っていただきたいとの前提で事業の廃止とした。</p> <p>県、国においては、宝くじ事業のさらなる振興と、地方財政の一層の拡充等のため、効果的な資金運用と配分等の必要な改善策を早期に検討、講じることが必要である。</p>		



<p>現況及び課題等</p>	<p>(財)日本宝くじ協会、(財)自治総合センターは、宝くじの普及宣伝事業について発売元(都道府県等)より再委託を受けて実施している。</p> <p>また、(財)全国市町村振興協会は発売元からの分担金(収益金の一部に相当する額)を収入の一部として各種の事業を行っている。</p> <p>それぞれの事業は投資においても、地域振興や活性化のため様々に活用されており、平成22年度は須坂市関係だけでも、(財)自治総合センター「一般コミュニティ助成事業」、「青少年健全育成助成事業」のほか、(財)地域総合整備事業団「地域共創ビジネス支援事業」、「まちなか再生支援専門家派遣事業」、(財)地域活性化センター「地域おこし研修会受託事業」、また、(財)長野県市町村振興協会では「一般コミュニティ助成事業」で事業採択されている。</p>
<p>関係法令</p>	<p>「全国自治宝くじ事務協議会規約」ほか</p>

【改善を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H21, 4, 21 第124回総会 飯山・松本・千曲)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(改善) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省、総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部 子ども・家庭課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>5 妊婦健診国庫補助の継続実施について</b>		
提案市	松本市		
提案要旨	<p>妊婦健診にかかる費用については、平成22年度末までの間、国庫補助、地方財政措置により1/2ずつ支援するとされているが、平成23年度以降も同様の国庫補助、地方財政措置の継続を強く要望する。</p>		
提案理由	<p>国の生活安全対策として、妊婦健診の公費負担の拡充(20年度において5回を14回)が盛り込まれ、平成20年度2次補正予算により決定された。</p> <p>しかし、平成22年度までの間は追加分の9回分に対しては国庫補助1/2、地方財政措置1/2の支援があり、現在、平成23年度以降の状況は、未定であるが、平成23年度以降も国による同様の支援を要望する。</p>		
現況及び課題等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現行の5回分は、地方財政措置されている。</li> <li>2 上乘せの9回分と超音波検査については、平成22年度までの間、国庫補助、地方財政措置により1/2ずつ支援することとしている。</li> <li>3 仮に、平成23年度以降全額市町村負担となった場合、膨大な財源が必要となる。</li> </ol>		
関係法令	平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金(妊婦健康診査支援基金)交付要綱		

【改善を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      (第 回 )		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(改善) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部 健康長寿課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>6 県の感染症対策について</b>		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>           新型インフルエンザ等の感染症の流行への対応に際し、専門的かつ適切な体制を整えるとともに住民への適切な情報提供を行うため、市町村及び関係機関との密接なネットワークを構築するよう要望する。            また、各保健福祉事務所は、県の現地機関として、有事に適切な対応が可能となるよう組織し、必要な専門職種の人員を配置するよう要望する。         </p>		
提案理由	<p>           県民や市町村、医療機関に混乱をきたさないよう、病原性の強さや感染状況に応じた情報を、的確に分析し、住民に情報提供していける体制が必要である。         </p>		
現況及び課題等	<p>           昨年からの、インフルエンザパンデミックの対応については、マスコミの報道の後で行政や医療機関が知ることが多かった。市民からの問い合わせがあっても、県・保健福祉事務所からの情報が得られず、対応に苦慮した。         </p>		
関係法令			

【改善を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      (第 回 )		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(改善) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部 子ども・家庭課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>7 社会福祉施設整備事業（児童厚生施設）補助金の予算確保について</b>		
提案市	松本市		
提案要旨	<p>社会福祉施設整備事業のうち、児童館・児童センターの施設整備、放課後児童クラブ施設の施設整備については、補助基準額が実態を反映していないため、市町村に超過負担が生じていることから、補助基準額の引き上げを行うよう要望する。</p> <p>また、国庫補助金について、必要かつ十分な予算を確保するよう要望する。</p>		
提案理由	<p>本市では、昭和40年度前半から児童館・児童センターの整備を実施してきており、現在、老朽化し狭隘な木造児童館が7館あるが、最近の経済状況や共働き家庭の増加に伴い、放課後児童健全育成事業の登録児童が急増しており、これらの木造児童館の改築整備を計画的に実施していく必要がある。</p> <p>また、比較的広い児童センターでも登録児童が急増しており、小学校に余裕教室がない場合は、放課後児童クラブ施設の建設をせざるを得ない状況のため、施設整備のための国庫補助金の予算確保について要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>木造児童館の状況</p> <p>1 建設年度 昭和40年代建設 …… 5館、昭和50年代建設 …… 2館</p> <p>2 登録児童数 80人以上 …… 2館、50人以上 …… 1館、40人以上 …… 1館</p>		
関係法令			

【改善を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      (第 回 )		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(改善) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	環境部 水大気環境課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>8 上水道施設(ライフライン機能強化等事業)に対する国庫補助の採択要件の緩和について</b>		
提案市	松本市		
提案要旨	<p>ライフライン機能強化学業の一環である布設後20年を経過した老朽鋳鉄管更新事業の国庫補助の採択要件が、今年度から資本単価70円/m<sup>3</sup>以上が90円/m<sup>3</sup>以上となった。新規採択事業にあっては、この採択基準に合わないと採択されないが、資本単価の要件については、地域の実態に合わせた適正な単価とするよう要望する。</p> <p>(本市の平成21年度資本単価：76.4円/m<sup>3</sup>)</p> <p>【資本単価設定が見直しされた背景】</p> <p>昨年11月の行政刷新会議における事業仕分けの評価結果等を踏まえた、国庫補助制度の見直しによるもの。</p>		
提案理由	<p>上水道の送・配水管をできるだけ早急に耐震化することが国から求められており、本市としてもこの耐震化を図るべく年次計画で平成15年度から補助事業を取り込みながら老朽管の更新事業を進めているが、近年の厳しい経済状況と節水型社会の定着により、水需要が伸び悩む中で、公営企業の経営は厳しさを増すため、国庫補助採択基準の緩和を要望する。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>本市の上水道の基幹配水管路の中で、昭和42年以前に布設された老朽铸铁管が52kmを占めていたため、昭和52年度からの第1次改良事業で布設替えに着手し、平成22年度の第6次改良事業の終了までに38kmの老朽管を更新する計画である。</p> <p>今までの当該更新事業の補助率は1/4(新規補助採択分からは1/3)で、補助対象も老朽铸铁管のみで、消火栓や給水管は補助対象外であり、総事業費に占める実質的な補助割合は、10%程度になってしまうが、この補助金を取り込めないと、その財源は水道事業債に頼らざるを得なくなるため、国庫補助採択要件の緩和については、水道事業者にとって喫緊の課題である。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱</p>

【改善を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      (第 回 )		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(改善) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省、総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	商工労働部 労働雇用課、総務部 市町村課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>9 市町村合併に伴う管轄区域の再編について</b>		
提案市	長野市・安曇野市		
提案要旨	<p>市町村合併に伴い、安曇野市と松本市の行政区域内に大町労働基準監督署と松本労働基準監督署の管轄区域が存在することとなっている。</p> <p>市町村合併により、同一市町村が複数の国の出先機関の管轄区域に分かれたり、選挙区が異なったりする場合など、合併後の新市町村の一体感を阻害する要因については、市町村合併後速やかに解消するよう要望する。</p>		
提案理由	<p>安曇野市は平成17年10月1日に南安曇郡の豊科町・穂高町・三郷村・堀金村及び、東筑摩郡の明科町と合併した。また、南安曇郡の梓川村は平成17年4月1日に松本市と合併した。しかし、安曇野市の旧明科町地域は松本労働基準監督署管内、松本市の旧梓川村地域は大町労働基準監督署管内のままとなっている。</p> <p>安曇野市および松本市の行政区域内にそれぞれに二つの労働基準監督署の管内が存在する現状は、地方行政を進めるうえでも効率的でないので管轄区域を再編していただきたい。</p> <p>また長野市においては、衆議院小選挙区選挙区割りが長野県第1区と第2区に分割となっており、新市一体感の醸成を阻害するとともに選挙の管理上も負担となるため早期に分割を解消していただきたい。</p>		
現況及び課題等	<p>市内の工事現場や事業所で労働災害が発生した場合や市民が労働条件の改善相談に来庁されても、発生した場所や事業所の所在によって報告先や相談する労働基準監督署が異なるのは行政効率がよくないし、市民サービスの点からも好ましくない状況である。早急に管轄区域を行政区画と一致させる必要がある。</p> <p>長野市の選挙区の早期見直しについては、平成17年、18年、21年にも要望している。平成22年度国勢調査の結果により全国的な区割の見直しが実施されることとなるが、市町村の区域を分割しない選挙区割りにすべきである。</p>		

関係法令

厚生労働省組織規則第789条・同規則別表第四  
公職選挙法第13条・同法別表第一  
衆議院議員選挙区画定審議会法ほか



【拡充を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H20, 8, 28 第123回総会 伊那市提出)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(拡充) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	建設部 河川課・砂防課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	10 土砂災害にかかるハザードマップ作成に係る財政支援制度の拡充について		
提案市	松本市		
提案要旨	長野県による土砂災害警戒区域等の指定とあわせて、危険情報を掲載したハザードマップなどを随時更新、作成していく必要がある。住民の安全・安心な防災体制の構築のため、ハザードマップ作成にかかる財政支援制度の拡充を要望する。		
提案理由	<p>災害危険箇所を住民に周知するため、洪水及び土砂災害ハザードマップの作成が法律により義務付けられている。本市では21年度に旧松本市域について浸水想定区域と土砂災害警戒区域等を掲載したハザードマップ・防災マップを作成したが、今後合併5地区の土砂災害警戒区域等の指定とあわせ、危険情報を掲載したハザードマップを作成していく必要がある。</p> <p>住民の円滑な警戒避難体制を確保するためには、ハザードマップの作成とその掲載内容を地域防災計画と整合させ、最新のものに更新していく必要があるため、その経費について国、県の財政支援制度の拡充を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>1 平成21年度まで、国土交通省の総合流域防災事業において、洪水に係るハザードマップ調査に対して補助制度があった。</p> <p>2 補助対象が洪水に係るハザードマップのみのため、土砂災害や火山災害を含む複合的な災害に対応するハザードマップ作成が一体化して進まない。</p> <p>3 ハザードマップの更新に対する補助制度は、河川管理者が浸水想定区域を変更した場合のみとなっている。</p> <p>4 今後、災害時要援護者を対象としたマップを作成していく必要もある。</p>		
関係法令	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年5月8日法律第57号 平成17年5月改正)		

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      (第 回 )		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(拡充) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	総務部 市町村課
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	11 合併特例債の発行期間の延長について		
提案市	上田市・千曲市・佐久市・小諸市・東御市・安曇野市		
提案要旨	<p>合併特例債は、合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置として創設され、合併後10年を限度として発行できることとなっているが、合併後の経済状況の悪化等により、建設計画期間の延長を余儀なくされていることから、合併基盤整備事業が円滑、かつ計画的に実施できるよう、発効期限を5年以上延長するよう要望する。</p>		
提案理由	<p>合併特例債発行期限は、「合併年度およびこれに続く10か年度」と定められているが、景気の低迷により、市税等の増収が見込めない中で、年間の公債費負担の軽減を図るために、発行期限を延長するよう要望する。</p> <p>本件については、平成22年5月18日(火)、19日(水)に開催された第156回北信越市長会総会において、新潟県、福井県、石川県の市長会提案による、「地方行財政の拡充強化について」の中でも要望されている。</p> <p>長野県内の合併市町村においても、各市町村の公債費負担を軽減する上で必要性が大きいと考えられるため、要望する。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>合併後の経済状況の悪化や社会情勢の変化に伴い、合併市町村の基盤整備や均衡ある発展のための建設事業が、当初想定の10年間では完了できない事態が懸念される。</p> <p>合併特例債の発行期間の延長を行うことで、自治体の財政状況を踏まえた、長期的な計画に基づく事業の実施を行なうことが可能になる。</p> <p>安曇野市における合併特例債限度額算定では、建設事業に伴うものが発行ベースで458億円、基金造成額のもので36億円である。</p> <p>新市発足時、起債抑制のため建設事業に伴うものは発行ベースで350億円、基金造成に伴うものは36億円と発行額を定め、市政の一体性を図るため活用を行っている。しかし、税収の落ち込みによる後年度負担などを考慮したため、発行額が合併後5年を迎える本年度予算の段階で、建設事業に伴うものが25%、基金造成に伴うものが66%の発行状況となっている。</p> <p>財政面を考慮すると新市発足時で定めた発行額を大幅に下回り、事業計画を断念せざるを得ないケースが生じる見込であり、合併特例債発行の主旨である合併市町村の一体性、均衡性、統合性が損なわれかねない。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律（旧法）（昭和40年3月29日法律第6号）</p>

【拡充を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案    (H21, 4, 21 第124回総会 須坂市提案)			
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(拡充) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (    )		分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
	要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国                  担当省庁    総務省 <input type="checkbox"/> 県                  担当部局    総務部 市町村課 <input type="checkbox"/> その他            名          称		
件名	12 定住自立圏構想における中心市要件の弾力的運用について			
提案市	須坂市			
提案要旨	<p>多様性のある国土と生活の構築、そして、地方の中小都市における地域力を高めるため、定住自立圏構想の中心市要件である昼夜間人口比率を弾力的に運用し、対象となる圏域を拡大するよう要望する。</p>			
提案理由	<p>政府が進める定住自立圏構想の中心市(周辺地域に都市機能が及んでいる市)の要件は、①原則人口5万人以上(少なくとも4万人超)、②昼夜間人口比率1以上とされている。</p> <p>しかし、基準に満たなくとも、地域の特色を活かした生活に密着した有益な取り組みや地域の課題解決へ結びつく方策などを対等・協力の関係にたって自主的な協議により、迅速、柔軟かつ的確に実現することが期待できる圏域はある。</p> <p>山川に隔てられた地形的条件などから、一体性のある地域として一定の圏域を形成し、これまで連携や協力をしてきた地域特性などを考慮していただきたい。</p>			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>◆須高地区（須坂市、上高井郡小布施町・高山村）の現況（H22.5.1）  須坂市 52,555人 小布施町 11,117人 高山村 7,394人</p> <p>① 須坂市の昼夜間人口比率 0.97（H17国勢調査）  須坂市への小布施町（0.81）、高山村（0.76）からの流入があるが、千曲川を隔てて県庁所在都市の長野市に隣接しているため、1.0未満となっている。</p> <p>② 3市町村は歴史的に「上高井郡」として一体性が強く、須坂市は上高井郡の行政の中心地としてその中心地区が須坂市である。現在、既に以下の連携がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 須坂市消防本部</li> <li>・ 地域医療福祉ネットワーク（H22.4 設置。全国的にも先駆的事例）</li> <li>・ 観光振興の連携</li> <li>・ 文化・芸術、スポーツ、教育、農協、医師会をはじめとする各種団体や、それぞれが主催する各種行事が3市町村一体で行われている。</li> </ul> <p>県内で中心市の要件を満たす市は、長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、中野市、佐久市の9市である。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>定住自立圏構想推進要綱（平成21年4月1日施行）</p>

【拡充を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案     (H21, 8, 27 第125回総会 東信5市提案)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(拡充)		分野
	<input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの		
	<input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの		<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教
	<input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 社会環境
			<input type="checkbox"/> 経済
			<input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	総務部 市町村課
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	13 公的資金補償金免除繰上償還の実施条件の緩和について		
提案市	岡谷市・須坂市		
提案要旨	<p>平成22年度から行われる公的資金補償金免除繰上償還について、財政状況に関わらず全ての自治体を対象として、市町村財政の健全化に資するよう条件を緩和するよう要望する。</p> <p>特に公立病院改革ガイドラインに沿った「公立病院改革」に取り組んでいる自治体に対しては、病院事業債の繰上対象の更なる条件緩和を要望する。</p>		
提案理由	<p>地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえて、地方財政の健全化による将来的な国民負担の軽減を目的に、財政の健全化を推進する地方公共団体を対象に高金利の地方債の元利償還金の負担を軽減するために、平成19年度から3年間の臨時特例措置として「公的資金補償金免除繰上償還制度」が認められ、平成22年度から3年間延長されることとなった。</p> <p>延長にあたっては、前回からの要件の緩和として、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額により算出した財政力指数が1.0未満の団体であること、将来負担比率が全国平均以上の団体であること、とされたが、公立病院改革等に取り組んでいる市町村等の実情を踏まえ、更なる要件の緩和を要望する。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>須坂市では、行財政改革の方針として平成16年3月に「行財政改革チャレンジプラン」を策定しており、この取り組みを基本に、普通会計では「財政健全化計画」を、水道事業及び下水道事業会計では「公営企業経営健全化計画」を平成19年度に策定(計画期間は平成19年度～平成23年度)し、人件費の支出の削減、維持管理経費の見直し、上下水道料金の収納率の向上などにより、経営の健全化に取り組んできた。一方で、収入面では景気低迷などの影響により、税込、料金収入ともに大きく落ち込んでおり、厳しい財政状況となっている。</p> <p>須坂市では昨年度、須坂市行財政改革第2次チャレンジプラン(計画期間は平成22年度～平成24年度)を策定し、引き続き行財政改革に取り組んでいるが、厳しい財政状況は今後も続くことが予想される。</p> <p><b>【岡谷市の状況】</b></p> <p>岡谷市では、厳しい医療環境の中、市内2つの公立病院の統合を進めている。この取り組みは、公立病院改革ガイドラインの主旨に沿った、市民病院の存続のための抜本的な病院改革であり、平成21年度には2つの公立病院の施設集約を実施し、機能集積による重複経費の抑制などの経営の建て直しを進めている。今後の安定的な経営基盤の確立をめざす上で更なる制度の拡充が望まれる。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>病院事業会計 公的資金補償金免除繰上償還対象債 利率5%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となっていないもの</li> <li>2. 1%から5%のもの 6本 残債 約236,810千円</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱</p>





現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>・豊野中学校改築事業 仮設校舎リース契約額 159,600千円</li><li>・篠ノ井西中学校改築事業 仮設校舎リース契約額 135,101千円</li></ul> <p>耐震性が確保されていない小中学校校舎：91棟（平成22年4月1日現在） うち事業着手している校舎11棟（H22当初予算で、設計・建設費用を計上）</p>
関係法令	地方債同意等基準運用要綱

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      (第 回 )		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(拡充) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部 子ども・家庭課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	15 公立保育所の施設整備等への支援について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>公立保育所の施設整備費については、一般財源化されたところであるが、市町村の厳しい財政状況の中で十分な予算確保が困難な状況にある。公立保育所の運営を充実・安定させるためには、十分な財源措置が必要であることから地財措置の充実を要望する。</p> <p>また、用地の取得費用について、助成制度を創設するよう要望する。</p>		
提案理由	<p>公立保育所の運営費、施設整備費に係る経費は、従来は負担金・補助金制度において、国と地方の責任が明確な費用分担をしていたが、国の三位一体の改革により、平成16年度からは運営費が、平成18年度からは施設整備費がそれぞれ一般財源化された。</p> <p>この結果、市町村独自の責任において自治体の自主性を生かした保育行政が推進できる一方で、施設整備費については、建設費に関わる補助制度が起債制度へと移行したが、起債対象額が従来補助対象額（充当率は100%）までであること、また、用地取得費については対象となっていない。</p> <p>児童福祉法において、国と地方公共団体は児童の健やかな育成に責任を負う立場であることから、地財措置の充実と用地取得費を含めた助成の制度化を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>須坂市では、昭和30年代後半から50年代前半に建てられた保育所が、老朽化し耐震上の不安もあることから、順次改築を行う必要に迫られている。</p>		
関係法令			

【拡充を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H18, 9, 5 第119回総会 松本市・中野市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(拡充) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 (                                  )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	農林水産省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	林務部 森林づくり推進課
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	<b>16 松くい虫防除に対する補助制度の拡充と抜本的な対策について</b>		
提案市	松本市・安曇野市		
提案要旨	<p>現在の松くい虫防除対策については、森林病虫害等防除事業補助金交付要綱に基づき、国が2/4、県が1/4を補助することとなっており、国から県へ予算配分後、市町村へ交付されている。しかし、松くい虫被害が年々増大している現状から、実際は、配分枠を超える事業量を処理しており、市単独事業で対応せざるを得ない状況となっている。よって、防除のために必要な国・県の補助制度の拡充を要望する。</p> <p>また、現在の被害対策では、被害の拡大を遅延することはできるが撲滅させることは困難であるため、抜本的な対策を進めるよう防除法の改正を要望する。</p>		
提案理由	<p>松くい虫は他の地域で未処分になっていると、そこから次第に伝染していくため、下記の理由により提案するものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助事業予算が不足しているため、市の単独予算で対応せざるを得ない。</li> <li>2 枯れた松に対する伐採・燻蒸・破砕処理を実施しているが、変色していない松でも感染している場合があり、新たな検出方法が必要である。</li> <li>3 森林所有者が確認できない松は放置される場合があるため、承諾がなくても処分できるようにする必要がある。</li> </ol>		

現況及び課題等	1 被害状況の推移																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害本数</td> <td>63</td> <td>81</td> <td>634</td> <td>281</td> <td>463</td> <td>725</td> </tr> <tr> <td>事業費(千円)</td> <td>893</td> <td>1,669</td> <td>25,350</td> <td>8,220</td> <td>15,174</td> <td>20,825</td> </tr> <tr> <td>補助金額(千円)</td> <td>0</td> <td>315</td> <td>5,470</td> <td>4,830</td> <td>7,728</td> <td>11,907</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	被害本数	63	81	634	281	463	725	事業費(千円)	893	1,669	25,350	8,220	15,174	20,825	補助金額(千円)	0	315	5,470	4,830	7,728	11,907
	区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																						
	被害本数	63	81	634	281	463	725																						
	事業費(千円)	893	1,669	25,350	8,220	15,174	20,825																						
補助金額(千円)	0	315	5,470	4,830	7,728	11,907																							
2 平成21年度の被害は、マツタケ産地である四賀地区において全体の48%を占めており、地域産業への深刻な影響が危惧される。																													
3 不在地主が多く、現地と所有者の照合に時間を要する。																													
関係法令	<p>補助金交付規則（昭和34年長野県規則第9号）</p> <p>森林病虫害等防除事業補助金交付要綱（昭和60年長野県告示第404号）</p>																												

【拡充を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案    (H22, 4, 26 第126回総会 松本市外6市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(拡充) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> その他(県費補助の復活)	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	農林水産省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	農政部 農業技術課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>17 鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)の採択要件の緩和及び県補助金の復活について</b>		
提案市	須坂市		
提案要旨	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)について、ハード事業(捕獲した鳥獣等の処理加工施設、電気柵、防護柵等)の採択要件は、費用対効果分析に係る資料を提出することとされているが、電気柵や防護柵については、中山間地等の特性に鑑み、費用対効果に関わらず補助金の対象となるよう採択要件の緩和を要望する。 また、県の電気柵費用の補助の復活を要望する。(県補助は、20年度で廃止された。)		
提案理由	鳥獣被害については、農作物だけに止まらず、環境被害(学校通学路へ出没、家屋の破損等)も増加している。また、農作物被害でも家庭菜園が多く見られる。現在、国から示された費用対効果分析の算出方法では、農作物等の生育阻害防止効果や品質低下防止効果、生産減収被害防止効果などの算定項目であるため、費用対効果が見込まれず申請が困難である。 平成21年度から県の野生鳥獣被害総合対策事業が廃止となり、国(鳥獣被害防止総合対策交付金)へ移行したが、先般の事業仕訳けにより鳥獣被害防止総合対策事業の予算も削減され、対策費用の捻出に苦慮している。		
現況及び課題等	現在、市では、遊休荒廃農地の増加防止にもつながることから、鳥獣被害防止対策で最も効果的な電気柵の設置を進めている。設置にあたっては、「地域で設置することとし、さらに地域での維持管理」を条件として、全額市の負担で原材料を支給している。先にも述べたとおり、環境被害への対応とともに、自家用菜園に対しても幅広く電気柵での対策ができるような、事業が必要である。		
関係法令	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱 (平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知) 鳥獣被害防止総合対策事業における費用対効果分析の実施について (19生産第9426号平成20年3月31日農林水産省生産局長依命通知)		

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      (第 回 )		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(拡充) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	農林水産省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	農政部 農地整備課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	18 団体営事業に対する採択要件の緩和と国庫補助事業の復活について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>団体営事業における採択基準の引下げ緩和を要望する。</p> <p>また、事業仕分けに伴い平成21年度で廃止となった、農地有効利用支援整備事業の復活を要望する。</p>		
提案理由	<p>新設や改良工事の整備を希望する農道は、延長も短く採択基準である受益地面積5ha以上を満たさない箇所が多く、事業採択申請ができない状況にあるため、引下げ緩和を要望する。</p> <p>また、小規模改修や簡易な暗渠排水・湧水処理等の実施により、自給率向上を図るための支援事業であった農地有効利用支援整備事業の復活を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>現在の農業は、総体的にみれば農業従事者の高齢化・農業後継者の不足、農家戸数の減少、遊休・荒廃農地の増加などを背景に農業生産基盤が衰退しつつある。</p> <p>このような現状を打開するため、生産基盤整備や経営基盤強化が必要と考える。具体的には、農道の新設改良工事や用排水路の改修及び簡易な暗渠排水・湧水処理等の実施により、安全な農道や用排水路が確保でき、作業の効率化が促進され、農作物の荷傷みや粉塵被害の防止が図られ、自給率の向上や品質の向上、ひいては営農意欲の向上につながる。</p>		
関係法令			



<p>現況及び課題等</p>	<p>千曲市では、本年度から市及び教育委員会の重点課題として、総合教育センター内に「子ども家庭支援センター」を設置し、幼児期から継続した支援を行うための情報管理、支援体制、システムづくりを行うための専任職員を配置したが、そのための財源確保に苦慮している。</p> <p>また、須坂市でも年々特別に支援を要する児童生徒が増えており、小中学校特別支援介助員配置のための財源確保に苦慮している。</p> <p>悩みを抱える児童生徒、保護者等の増加と共に、相談内容が多岐多様にわたっているため、長期間、定期的な継続相談に対応するスクールカウンセラーが必要となっているが、現在の県の配置では、きめ細かな相談活動は困難であることから、須坂市では市費で2名増員し、各中学校に配置している。</p>
<p>関係法令</p>	



【拡充を求めるもの】

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H21, 4, 21 第124回総会 塩尻市ほか)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(拡充) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他( )	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	教育委員会 文化財・生涯学習課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	20 文化財保護事業に伴う県費補助金の拡充、増額について		
提案市	千曲市		
提案要旨	<p>県内の国・県指定文化財は、平成18年は969件が、平成22年6月現在1,099件と増加しており、本県には多数の指定文化財があり、今後調査の進展により更に増えるものと考えられ、積極的な整備・保護により継承する必要がある。</p> <p>国・県指定の文化財保護事業について、市町村の負担が増大している現状であるので、県費補助金の拡充、増額を県に要望する。</p>		
提案理由	<p>文化財保護事業に係わる県補助率は、従前より低い状況に加え更に平成22年度から補助率が引き下げられ（7.5%から5%に減額）、新規事業については補助対象外とされている。</p> <p>県指定の文化財保護を進めるうえで市町村の費用負担は大きく、県に対し文化財保護事業への県費補助の拡充、増額を強く要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>平成16年度より、国庫補助金かさ上げ県費補助金を15%から7.5%に減額し、新規事業については県費補助対象外になった。</p> <p>更に本年度より、継続事業分の国庫補助金かさ上げ県費補助金を7.5%から5%に減額になった。</p> <p>国指定文化財については国庫補助金で対応できるが、県指定文化財については財政難を理由に県費補助金が減額されているので、当該市町村の財政負担が大きい、県においても応分の負担をされたい。</p>		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法</li> <li>・ 文化財保護法</li> <li>・ 長野県文化財保護条例</li> </ul>		

【拡充を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      (第 回 )		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの(拡充) <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部 健康福祉政策課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	21 国民健康保険事業に係わる、国の財政支援の拡充について		
提案市	飯田市		
提案要旨	国民健康保険事業に対する国庫負担を増額されたい。当面、経済の落ち込みによる国保税収の減少に対するカバー分について、国の財政支援の増額を要望する。		
提案理由	<p>①長引く不況により被保険者の所得が減少している。</p> <p>②今年度の診療報酬改定が10年ぶりのアップとなったことによる医療費の増加。</p> <p>以上により、大幅な財源不足が生じる見込となり、国保事業の安定的持続的な運営に支障を来す状況となっている。国保事業は国保法の規定により特別会計による運営が義務づけられており、一般会計からの法定外繰入についても厳しい政策的判断が求められる。</p> <p>このことから、現下の社会、経済状況を鑑みて、不況に伴う被保険者の課税基礎額の減少に伴う税込減に対して、国の財政支援増額を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>当市では平成22年度の国保税率の算定に当たって、被保険者の負担増となる税の改定率を抑制するため、</p> <p>① 基金の全額取り崩し</p> <p>② 所得割額の減少分について、臨時的措置として一般会計から法定外の繰入を行った。</p> <p>しかし、次年度以降も保険給付費の財源不足が続く見込で、基金が底をついた現状では、国保事業の運営は非常に厳しく、不安定な状況を余儀なくされる。また、平成25年に予定される後期高齢者医療制度の廃止、医療保険制度改革の状況も不透明であり将来への不安が大きい。</p>		

関係法令

国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの

【施策の要望】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      (第 回 )		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの(要望) <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	総務省、厚生労働省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	危機管理部 危機管理防災課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	22 災害用備蓄用品に対する財政措置について		
提案市	須坂市		
提案要旨	市費対応で購入している災害用備蓄用品に対し、国又は県による財政措置について制度化するよう要望する。		
提案理由	<p>災害用備蓄用品は、災害時に応急処置ができるよう一般財源により計画的に購入しているが、必要量を確保することが重要であることから、国又は県による財政措置を制度化することが望ましいと考えられる。</p> <p>また、新型インフルエンザ対策のため、新たに消毒液やマスク等の購入が発生してきており、市町村の財政負担となっていることから災害用備蓄用品に対する財政的な支援を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>県及び市防災計画に基づき、食料品等（乾パン、米穀等）、生活必需品（毛布、身の回り品等）（人口の5%、食料品等は2食分）の備蓄を計画的に購入しているが、賞味期限が切れる物があるため、毎年新たに支出がある。</p> <p>また、避難場用照明器具なども必要であり計画的に購入している。</p>		
関係法令	災害対策基本法		

【施策の要望】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案      (第 回 )		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの(要望) <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部 健康長寿課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	23 がん検診の受診率向上について		
提案市	須坂市・千曲市		
提案要旨	<p>悪性新生物は、昭和56年からわが国の死亡原因の第1位となり、現在に至っており、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている。</p> <p>国は、平成19年4月がん基本法を制定、同年6月、同法に基づき「がん対策推進基本計画」を策定し、県においても、がん対策推進計画が策定され各種施策が進められてきているところである。</p> <p>これらの施策の中で、がんの早期発見のため、国は受診率50%を数値目標にしているが、長野県の平成20年度の実態は、胃が8.8%、肺が13.8%、大腸が16.8%、子宮が19.2%、乳房が5.7%と、目標にはほど遠い数字となっている。</p> <p>県においては、受診率の向上に向け、市町村の相互乗り入れ制度の拡大やがん検診車の増車、検査機器の整備、医療従事者の確保等を進めるよう要望する。</p>		
提案理由	<p>県下の各市町村では、がんの予防に関する啓発及び知識の普及とともに、がんの早期発見のための検診事業を推進しており、今後、更に受診者増を図っていかねばならないが、現状は検診の受け皿が少なく、厳しい状況にある。県として、受診者増に見合った検診体制を構築するため市町村の相互乗り入れ制度の拡充や検診車の増車等の対策を推進するよう要望する。</p>		

現況及び課題等	<p>がん検診の中のひとつとして、千曲市は乳房検診(マンモグラフィ)を40～74歳の当該年度に偶数年齢に達する方(2年に一度)を対象に、毎年受診者を募り実施している。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>検診希望者数</th> <th>検診受診者</th> <th>検診日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>415</td> <td>306</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>497</td> <td>361</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>522</td> <td></td> <td>10 (希望は11日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>県内で唯一の集団検診機関である「長野県健康づくり事業団」に委託しているが、1日の受診者40人を目処にという事業団の要望により、22年度の割り振りをしたところ、検診日数が例年より2日多い11日必要となった。しかし、事業団の年間スケジュールは一杯で平日は無理、土日のしかも1日と言われ、急遽女性特有のがん検診該当者にはクーポン券使用の医療機関での検診に変更をした。また、子宮がん検診についても同様に、医療機関で受診するよう変更した。</p> <p>受診率50%の達成には、集団検診や施設検診などいろいろな検診方法の整備が必要で、特に「集団検診の受け皿」である検診車の増車や検査機器の整備について、早急に取り組む必要がある。</p>			年度	検診希望者数	検診受診者	検診日数	20	415	306	9	21	497	361	9	22	522		10 (希望は11日)
	年度	検診希望者数	検診受診者	検診日数															
20	415	306	9																
21	497	361	9																
22	522		10 (希望は11日)																
関係法令	<p>がん対策基本法                      健康増進法</p>																		

**【施策の提案】**

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H19, 8, 30 第121回総会 須坂市提案)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの(提案) <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他( )	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部 食品・生活衛生課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>24 ペット霊園とペット火葬施設に関する法令等の整備について</b>		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>ペット葬儀の需要が増える一方で法規制がない状況が続いている。霊園やペット火葬施設が、近隣の住民感情に配慮した適切な施設となるよう廃棄物処理法等の法令の整備を行うよう要望する。</p>		
提案理由	<p>ペット霊園やペット火葬施設は火葬場と同様の施設内容でありながら、「墓地、埋葬等に関する法律」に該当しない。</p> <p>一方、ペット霊園事業において取扱われる動物の死体は、埋葬や供養等行われることから「廃棄物処理法」に該当しないとの国の見解が示されており、ペット霊園事業者が当該死体を取扱う場合は廃棄物処理業の許可が不要である。</p> <p>また、ペット行政の根拠となる改正動物愛護管理法は、生きたペットを扱う業者にしか適用されない。</p> <p>火葬場と同様に、こういった施設を居住地区内や近隣に建設されたくないとの住民感情があるため、トラブルに発展しやすく、規模が小さくとも法律の規制対象とすることを要望する。</p>		

<p>現況及び課題等</p>	<p>当市ではペット霊園とペット火葬施設の事業計画の話があり、トラブルを防ぐため市として地元区や周辺事業者、周辺地権者の同意を得ていただくよう指導し、事業者は同意を得るよう努めてきたが、地元区の同意が得られないままに本年4月に開業した。</p> <p>ペット霊園やペット火葬施設を建設する場合には、建築基準法等の一般的規制があるのみで建設が可能となる。</p> <p>このため、突然住宅地に当該施設が建設されてしまい、事業者と住民のトラブルになり自治体が公共用地に計画地を購入したり、市有地を斡旋するなどしている事例がある。</p> <p>また、ペット火葬、埋葬業者を規制する法律もなく、この4月には、埼玉県でペット葬儀業者が山林に犬猫の死骸を遺棄し、廃棄物処理法違反で逮捕される事件が発生している。</p>
<p>関係法令</p>	<p>「廃棄物処理法」「墓地、埋葬等に関する法律」</p>





<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>現在の制度では、未相続の土地を取得するには、法定相続人全員の同意を得て相続人を確定したうえで相続登記をしなければならないが、家督相続制度の廃止以降、相続登記がされていない場合には、法定相続人の数が膨大になるなど、登記が難しい事例が多数存在する。</p> <p>このような土地の取得に際しては、全国各地、場合によっては海外に在住する全ての相続人の了解が必要である。あるいは、相続人同士の人間関係から全員の了解を得ることが難しい場合や、さらには、相続人が土地の境界や土地の存在そのものを知らないため理解を得るのに時間がかかるなど、さまざまな問題を時間をかけて解決しなければならず、道路事業等の進捗に大きな支障となっている。</p> <p>空き家・空き地に対する苦情・相談件数は、この5年間で約50～70件で推移している。権利者が死亡し且つ全親族が相続を放棄していた事例、権利者とその親族がすべて行方不明という事例もあり、対応に苦慮している。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">関係法令</p>	<p>民法  不動産登記法  相続税法</p>